

原著論文

罰としての灸の認識の形成 —明治維新以後の学校教育による影響—

舟木宏直

佛教大学大学院文学研究科歴史学専攻

Treatment or physical punishment? A historical study of moxibustion as punishment

Hironao FUNAKI

Bukkyo University Graduate School of Literature of History Program

【要旨】

【緒言】「灸を据える」は、治療的意味の他に懲罰的意味を有している。しかし、これまで懲罰的意味の形成過程については、ほとんど検討されていない。そこで、本研究は「灸を据える」に内包された懲罰的意味の形成過程について文献資料をもとに検討を行った。

【方法】江戸時代の家庭における罰としての灸の分析は、『東照宮御消息』や『儉約齊家論』、『蒼花江戸子数語録』を資料とした。明治維新以降は巖谷小波、大野勇の回想録、早崎春香の文献を資料とした。また、藩校の規則や乙竹岩造が行った寺小屋教育の実態調査報告を資料とし、教育施設における罰としての灸の認識についても検討を行った。

【結果】江戸時代の『東照宮御消息』や『儉約齊家論』を分析した結果、小児の癩癩や悪事の原因は虫気や病と認識され、灸はそれらの治療法とされていた。また、江戸時代の『蒼花江戸子数語録』や明治維新以降に書かれた巖谷や大野の回想録では、悪事を口実に治療的意味の灸が据えられていた。

一方で、教育現場においては、明治以降の教育者早崎春香が、家庭における罰としての灸を悪習として認識していたことや、藩校や寺小屋に「灸罰」や「点灸」と呼ばれる灸を用いた罰が厳罰に位置付けられていたことから、体罰的な認識がなされていた。

【考察】江戸時代から明治中期頃までに罰として据えられた灸は、懲罰的意味よりも治療的意味が強いものであった。しかし、明治維新以降の西洋医学の正統医学化や教育内容の変更による疾病観・身体観の変化に伴い、治療的意味の希薄化引き起こされたと考えられた。

一方、寺小屋や藩校といった教育施設においては、灸を用いた罰が存在していた。明治5年の学制により藩校や寺小屋を母体とした学校が設置され、明治12年以降に体罰防止のための法整備が行われるなかで、灸の懲罰的使用が不適切な指導と認識されたと考えられた。

【結語】本研究の結果、明治維新以降の西洋医学の導入や学校教育における教育内容の変化や体罰防止のための法整備が、世間における懲罰的意味をより認識させたことが明らかとなった。

キーワード：灸を据える、体罰、家庭、学校教育、明治維新

Abstract

Introduction: The Japanese phrase "Kyuwo sueru" is idiomatic with the contradictory meaning of "punishment" or "treatment." Recently, the Acupuncture and Moxibustion Association has warned the media to refrain from using the phrase "Kyuwo sueru" to refer to punishment. However, there is no study on the process of establishing moxibustion as a punishment. Therefore, this study examined the process of establishing the punishment meaning of "kyuwo sueru."

Materials and Methods: Practiced in households during the Edo period, moxibustion was analyzed in "Toshogu Goshosoku," "kenyaku saikaron," and "Tsubomibana edokko sugoroku." After the Meiji Restoration, the memoirs of Sazanami Iwaya and Isamu Ohno, and Haruka Hayasaki's literature were used in the analysis. The recognition of moxibustion as a punishment in educational institutions was based on the analysis of the rules of the Han school and the report of the survey of the Terakoya education conducted by Iwazo Ototake.

Results : In the Edo period, the analysis of the "Toshogu Goshosoku" and the "kenyaku saikaron," childhood tantrums and bad behavior were recognized as "Mushi ki" (Children's temper tantrums) and diseases. Accordingly, moxibustion as a punishment was recognized as a treatment for illnesses. Likewise, in "Tsubomibana edokko sugoroku" of the Edo period and in the memoirs of Iwaya and Ohno written after the Meiji Restoration, children's misdeeds were used as an excuse to apply therapeutic moxibustion to children. Contrastingly, after the Meiji era, Hayasaki recognized moxibustion as punishment in the home as a bad practice. Furthermore, Moxibustion punishment, known as "Kyu Batsu" or "Ten Kyu," was used in Han schools and Terakoya and was regarded as a severe punishment.

Conclusion: This study analyzed the process of establishing moxibustion as a punishment based on the changes in the meaning of "kyuu wo sueru" at home and in educational institutions. The results show that the changes in medical and educational contents after the Meiji Restoration and the changes in the perception of physical punishment in school education affected the perception of moxibustion as a punishment. The therapeutic meaning of moxibustion, which was based on Eastern philosophy, emphasized the punitive meaning.

Keyword : Moxibustion, punishment, Children's temper tantrums, Home discipline, School education

I. 緒言

『日本国語大辞典』の「おきゅう」¹⁾の項目には、「灸をいう女性語、小児語」、「(灸が苦痛であることから) こらしめ」の二つの意味が記載されている。また、「きゅうをすえる」²⁾の項目には、治療的意味の他に「きびしく戒める。叱る。」といった懲罰的意味が併記されている。

「灸を据える」の懲罰的意味での使用について、社団法人東京都はり・灸・あん摩マッサージ指圧師協会は、2000年12月に盗撮行為で逮捕された芸能人の報道記事に対し、当時の厚生省にて会見し「お灸(きゅう)をすえるという語句を、本来の意味でのみ使ってほしい」(傍点筆者)との声明を出した³⁾。この声明から、懲罰的意味での「灸を据える」は鍼灸師にとって「本来の意味」と異なった用法であると認識が窺える。

しかしながら、懲罰的意味での「灸を据える」については、長野仁が「15世紀には行われていた懲戒灸という負の遺産は悪習として放置されたままである」⁴⁾と言及しているように、それが形成された背景の検討や文化的文脈における議論を行ってこなかった。

一方、罰として行われた灸に関する言及は、教育史や懲罰史において議論されてきた。少年懲戒史を研究した重松一義は、家内仕置(家内折檻)には、「お灸による折檻」があったことを指摘している⁵⁾。また、江戸時代の教育について研究を行ったR.P.ドーアは、伊勢崎藩校の規則にある「灸罰」を体罰の一種と認める一方で、灸が治療手段であることから艾自体に「反抗心を静める直接の治療効果があると考えられていた。」と、「灸罰」は単なる罰ではなく治療的意味を含んでいた可能性を指摘している⁶⁾。

ドーアが灸罰を体罰の部類に入れていることに
対し、体罰の社会史を研究した江森一郎は、「灸が
最もポピュラーな健康維持法であったため、「体罰」
と大げさに考えない方がよい場合が多いだろう」
との理由から、伊勢崎藩校の灸罰を体罰としま
ない姿勢を示している⁸⁾。このように、教育史、懲
罰史研究における罰としての灸に対する認識は、
治療的行為か懲罰的行為か、見解が別れていた。

また、江森は兵庫県土山学園長早崎春香が雑誌
『救済研究』に投稿した文章を根拠に、近代以降
に「お灸」は形骸化して体罰的色彩を強めてゆく
と思われる。⁹⁾と、罰としての灸に対する認識が
歴史的な脈のなかで変化してきた可能性を指摘し
ている。

そこで本研究は、家庭における罰としての灸に
対する認識の変化に学校教育の変化が与えた影響
を検討したので報告する。

II. 方法

1. 江戸時代の資料

(1) 徳川家康著『東照宮御消息』慶長 17 年 (1612) 10)

徳川家康が秀忠の妻であるお江 (崇源院) に宛
てた書状であり、徳川家康の教育論が記されてい
る。多数の写本が存在していること¹¹⁾や、江戸時
代後期の大蔵永常著『民家育草』に引用されてい
ることから、後世の教育学に大きな影響を及ぼし
た家訓とされている。

(2) 石田梅岩著『儉約齐家論』延享元年 (1744) 12)

石田梅岩が創始した庶民の生活哲学である石
門心学は、弟子の手島堵庵が教義を平易化し、江
戸時代中期に大衆化した。この石門心学の教義に
は、度々例えに灸が用いられている。

(3) 歌川国芳『蒼花江戸子教語録』安政 3 年 (1857) 13)

江戸の少年たちの日常生活をテーマに、歌川国
芳が作成した双六である。そのため各マスには、
当時の子供の遊びや悪戯が描かれている。一方で、
過ぎた悪戯に対する罰として、「かんどう」や「仕
徒け」が描かれ、「仕徒け」のマスには罰として灸
を据えられる子供の描写がある。

2. 明治期以降の資料

(1) 巖谷小波著『小波身上噺』大正 2 年 (1913) 児童文学者巖谷小波が大正 2 年 (1913) に著した

回想録である。幼少期に母を大病で亡くし、北澤
という仕立屋に預けられた小波が、父の友人であ
った長松家に遊びにいった際の失態に対して乳
母に灸を据えられた話「臍の左右の灸の痕」¹⁴⁾が
掲載されている。

(2) 大野勇著『還曆に誌す』昭和 16 年 (1941)

京都中央卸売市場初代場長であった大野勇の
回想録である。大野は幼少期から灸が苦手であっ
た。この大野が罰として受けた灸の話が掲載され
ている¹⁵⁾。

(3) 早崎春香「児童に対する罰の反響」『救済研究』 大正 3 年 (1914) 16)

早崎春香は、現在の少年院の前身である感化院
の学園長に就任した人物である。大正 3 年、早崎
は感化院に来る子供の多くに灸痕が認められる
ことへの言及を含む「児童に対する罰の反響」を
雑誌『救済研究』に投稿した。教育的立場にある
者からみた庶民の罰としての灸に対する認識を
窺い知ることが出来る資料である。

3. 江戸時代の学校教育に関する資料

(1) 藩校

文科省は、全国の藩校の歴史や規則などをまと
めた『日本教育史資料集』を刊行している。ここ
から罰としての灸を規則とした伊勢崎藩校の事
例を中心に検討を行った¹⁷⁾。

(2) 寺小屋

乙竹岩造は、東京高等師範学校、東京女子高等
師範学校及び全国各府県の男女師範学校の最上
級生徒の協力を得て、大正 4 年から大正 6 年まで
の 3 年間全国の寺小屋教育に関する調査を行った。
その調査結果は『日本庶民教育史』¹⁸⁻²⁰⁾にまとめ
られている。この乙竹の調査結果から寺小屋にお
ける罰としての灸の検討を行った。

III. 結果

1. 江戸時代の家庭における罰としての灸

(1) 徳川家康の幼児教育と罰としての灸

徳川家康が第二代将軍秀忠の妻であるお江
(崇源院) に宛てた書状『東照宮御消息』には、
家康の教育論ともいえる家訓が記された。書状
の主な内容は、崇源院が長子竹千代と比べ利発
な国松をかわいがることに對し、次男としての
立場をわきまえた教育を行うことが述べられて
いるが、この『東照宮御消息』には、以下の
内容が記されている²¹⁾。

一、幼年の者、得て気にいらぬ事を申し聞き候時、側に有りあう器物など投げほうり、物を損じさせ候事、虫気故とばかり心得、捨て置き候事、甚だ親の毒を増すというものにて候。先ず虫気に候わば、灸治薬を用い、募らぬようにいたす可き事に候。成人の後も、何ぞ気にいらぬ事之在り候えば物をそこない候事間々之有り候。これ全く我儘の募り候故の事に候。器物は損じ候ても、その通りの事に候えば苦しからず。後には召し使え候者、気に入らぬ事申し候て、手討ちにいたし、気がさえざえと致したるよりに成り行く事に候。病気根入深くならぬ先に、はやく直す事に候。

家康は、子供が気に入らないことを言われた時に周囲の物を投げ、破損させる行為は、「虫気」によるものであるとの認識していた。また、「病気根入深くならぬ先に、はやく直す事に候」とあり、この虫気を放置すると、癩癩持ちになり、後には臣下に対しても酷い仕打ちを行うようになると考えていた。従って、癩癩を起こす子供に対して行われた灸は、病気に対する治療行為であった。

(2) 庶民の罰としての灸

1) 石門心学にみる罰としての灸

石田梅岩が創始した石門心学は庶民の生活哲学であった。この石門心学の教義には、度々例えに灸が用いられている。石田梅岩の著書『儉約齐家論』は、家を斉える道が儉約にあることを説いている。本書のなかで梅岩は、罰としての灸を儉約の例えに用い、次のように記している²²⁾。

(前略) 扱妻子や家内の者にあらそひ、思ふやうにさせざるを不便の事なりといふ。これ大いにあやまてり。汝いふごとく、家内の者は我民なり。我民ゆえ真実に愛する也。愛する故に争ふことを喩えていはば、吾子に灸する如し。逃げまはるをだましとらへて灸すれば、跳つはねつ反かへり、「あああつや、最早悪事しますまい、父様母様、堪忍して下さりませ」と泣きさげぶ。親は涙を流し、歯を食いしばつても灸する也。是もあらそひに似たれども、其子の病を治め、

無事に育てんが為なり。妻子兄弟に押へ留めてきせざるも、又斯くの如し。・・・(後略)。

灸を据えられる子供が「あああつや、最早悪事しますまい、父様母様、堪忍して下さりませ」と泣きさげんでいることから、子供は悪事に対する罰として灸を据えられている場面として描かれている。

一方で「其子の病を治め、無事に育てんが為なり。」とあることから、悪事に対する罰として子供に据えられている灸は、単に懲罰的に灸を据えられただけでなく、その灸には治療的、養生的意味が含まれていた。

2) 荅花江戸子数語録にみる罰としての灸

安政3年、歌川国芳は江戸の少年たちの遊びを中心とした日常生活がテーマに作成した双六「荅花江戸子数語録」を作成した。この双六には、子供の遊びや悪戯が描かれており、行き過ぎた悪事に対する灸が据えられる「仕徒け」のマスが設定されている(図1)。

この「仕徒け」のマスは、父親に取り押さえられた子供に母親が灸を据える場面である。そのため、手には線香を持った母親が今にも灸を据えようとしている様子が描かれている。子供の背部に注目すると4か所の灸痕が確認できる。



図1 「荅花江戸子数語録」の「仕徒け」のマス
(国立国会図書館デジタルコレクションより引用)

岡本一抱著『灸法口訣指南』には、小児万病の灸法として「斜差の灸」が記載されている²³⁾。小児は甘味を好むため脾を損傷しやすく、また小児万病のもと胎毒であるとの考えから、「斜差の灸」には脾俞と肝俞が用いられた。「斜差の灸」が左右計4穴ではなく筋交いの2穴としている理由は、小児に対する刺激の軽減によるものであった。いずれにしても小児に頻発する病には、肝俞と脾俞がよく用いられていた。

このことから「仕徒け」のマスに描かれた小児の背部の灸痕は、単なるしつけではなく、背部俞穴を用いた小児病に対する治療的意味を有している可能性が考えられた。

2. 近代以降の家庭における罰としての灸

(1) 近代庶民生活にみる罰としての灸

1) 巖谷小波『小波身上噺』にみる罰としての灸

児童文学者巖谷小波の回想録『小波身上噺』には、巖谷が北澤という仕立屋に預けられていた頃に受けた罰としての灸の話「臍の左右の灸の痕」が収録されている¹⁴⁾。

(前略)ある日僕は、仕立に使う大きな火熨斗を、ガラガラ引きずって長松家へ行って、やがて玄関の畳の上へ、尾籠な物を垂らした揚句、その火熨斗でかきまはしたから耐らない。乳母は忽ち飛んで来て、僕を引抱へて家へ帰り、その罰として、臍の両側に灸を据えられた。と斗りではちと残酷な様だが、乳母はかう云ふ機会を利用して、僕の身體の丈夫に成る様にと、さてこそ灸を据えたものだ。

巖谷小波は明治3年生まれであり、里へ預けられていたのが5、6歳までであることから、この灸が行われたのは明治9年以前である。この灸の話から、乳母が据える罰としての灸は、身体を健康を願ってのことであった。また、乳母が悪事を口実として灸を据えていたことを、巖谷自身が理解していたことが窺える。

2) 大野勇『還曆に誌す』にみる罰としての灸

世界初の中央卸売市場である京都中央卸売市場の初代場長であった大野勇は、回想録『還曆に誌す』を出版している。その中の「私とお

灸」に、当時の罰としての灸の話が記載されている¹⁵⁾。

お灸といへば、病を治療する手段の一つではあるが、同時に又子供の嫌がる心理を利用して子供を懲らしめる爲の手段にも利用されたもので、「すゑるぞ」とは、親が子供に對する最後のにして又最大級たる懲罰の宣告乃至おどし口上であるのだ。(中略)強情を通す場合は、押へつけてお灸の強行だ、

この場合の灸所は、必ず脊骨の上部兩肩の中間で、俗に身柱(塵氣とも書く)と稱し、萬病向のするヶ所へすゑるのが常例である。・・・(後略)。

大野の回想録では、小児に対する罰としての灸は、「萬病向のするヶ所へ」である身柱に据えることが一般的であったことが記録されている。そして、罰としての灸は、灸が嫌いな子供に對し、悪事に対する懲らしめを口実に、治療が行われていたことが確認された。

大野が明治13年年生まれであることから、この内容は明治時代中期頃の話であると考えられる。

(2) 早崎春香の罰としての灸の認識

明治42年に兵庫県立感化院土山学園長に就任した早崎春香は、感化院に来る子供には殆ど全てに灸痕があり、しかもその灸痕が頗る大きいことに対し、『救済研究』に投稿した文章のなかで次の様に述べている¹⁶⁾。

それから家庭殊に下層の家庭では子供に対する切諫の一方法といたしまして、子供にオ灸を据うる悪い習慣がございます、(中略)このオ灸は中には唯痛が起るから、と申すやうな単純なものもございますが多くは親のいふことを聞かぬとか手癖が悪いとか色々の原因からいたしましてソレを直すためでございますオ灸の動機は決して子を悪むでするのではございませぬ全く子に対する愛情からするのでございますが併し其の方法を誤って居るのでございませぬ・・・(後略)。

上記の早崎の文章は、当時の下層階級家庭の罰としての灸に対する言及である。早崎は、癩癩に対する治療的灸の存在は認めている一方で、親の言うことを聞かない、手癖が悪い子供に対して体罰的な施灸が行われており、誤った治療の方法であることを指摘した。

前出の巖谷や大野の幼少期から約 30 年が経過した時期に書かれた早崎の指摘から、家庭における「治療・懲罰」が一元的であった施灸が「治療」と「懲罰」に分離されてきた傾向が窺える。そして、懲罰的な灸は「悪習」であるとされた。

感化院の学園長という教育的立場にある早崎の言及が庶民側の罰としての灸に対する認識を反映しているかについては、疑問が残るが、少なくとも早崎は、親の言うことを聞かない、手癖が悪い、といった子供に対する灸が、悪事を口実とした治療的な灸であった可能性を考えてはいなかった。明治後期の教育的立場にあった早崎の指摘は、庶民感覚と解離している可能性があり、教育施設の罰としての灸の認識、歴史的変化に関する検討が必要であると考えられた。

3. 教育施設における罰としての灸

(1) 藩校の「灸罰」

わが国の教育制度の成立は早く、寛永 18 年に岡山藩校花鳥教場が設立した。その後、宝暦以降各地に相次いで藩校が設立され、江戸時代には 300 近い藩校が存在し、武士階級を中心に教育が行われていた。

R.P.ドーアによると藩校の規律違反に対して行われる罰は、放課後の居残りや掃除などが一般的であり、体罰は稀であった⁶⁾。ドーアの調査によると罰則として体罰を規定していた藩校は、伊勢崎藩校、福江藩校、出石藩校の 3 校であった(注 1)。一方、江森はドーアが上げた 3 校以外に弘前藩校、三日月藩校、真島藩校にも体罰が規定されていたことを指摘している²⁴⁾(注 2)。

ドーアが指摘したように、『日本教育史資料集』によると、伊勢崎藩校の罰則には、「生徒罰則ハ譴責留置灸罰ノ三種ニシテ其犯由ノ輕重ニ依リ學校職員コレヲ處分ス」²¹⁾と灸を用いた体罰「灸罰」が規定されていた。

(2) 寺小屋の「点灸」

藩校は、主に武士階級の子供の教育を行った。一方、庶民の教育は、寺小屋が担っていた。

乙竹岩造は、寺小屋教育の実態についての調査を実施した。乙竹の調査には「訓練」という項目があり、「賞罰の方法及びその有様は如何でしたか」という質問が設定されていた。この賞罰の調査の結果、寺小屋における罰則で最も一般的であったのは「留置」であり、次いで「鞭撻」、「直立」と続き、全国で計 40 種の罰が行われていたことが明らかにされた(表 1)²⁵⁾。40 種の罰のなかには「点灸」という灸を据える罰が確認された。この点灸は、実数こそ少ないが関東・奥羽・中部・近畿・四国と全国的に行われていた。

点灸で灸を据えた場所については、「母指と食指との間」(秋田県)²⁶⁾や「足」(長野県)²⁷⁾が記録されていた。

この点灸の罰としての位置付けは、岩手県の記録に「(前略)この外重罪の者には灸を据えたのもあり」²⁸⁾(原文ママ)とあることから厳罰とされていたことが確認された。

IV. 考察

1. 家庭における罰としての灸の認識

江戸時代の『東照宮御消息』や『儉約齊家論』においては、小児の癩癩や悪事の原因が「虫氣」や「病」と認識されており、その治療に灸が用いられていた。歌川国芳が「蒼花江戸子数語録」の「仕徒け」のマスに描かれた施灸場面も胎毒などの小児病に対する治療の可能性が指摘できることから、同様のものと考えられた。

明治維新以前は、小児に流行する病として疳の虫があった。疳の虫は、肝疳、心疳、脾疳、肺疳、腎疳の五疳に分類され五臓の失調によって引き起こされると考えられていた²⁹⁾。子供は、甘味を好むため脾疳が最も一般的な疳の虫であった。

また、胎毒は、胎中の血熱によるものであり、肝が血を蔵し、相火を含んでいることから、胎毒が旺盛になると相火により脾肺が損傷すると考えられていた²³⁾。そのため、胎毒は小児万病の原因とされていた³⁰⁾。

このように、明治維新以前の小児の病は、東洋医学の五蔵思想に基づく身体観や疾病観により理解され、治療が行われていた。

一方、灸は巖谷小波や大野勇の回想録にみられたように、病の治療のためとはいえ子供には苦痛で嫌いな治療法であった^{14,15)}。そのため、乳母や親は悪事を口実に治療的意味としての灸を据えていた。

江戸時代から明治期にかけて家庭で行われた罰としての灸は、治療もしくは治療のための口実であった。

また、巖谷の回想録にみられたように、施灸する側が治療的意図を持って行っていたことは、多少なりとも受け手側も理解していた。

しかし、明治7年に医制が制定されたことにより、わが国の医学は東洋医学から西洋医学へと転向した。この西洋医学の導入は、それまで東洋医学的身体観・疾病観に基づいて理解されていた庶民の病の認識にも徐々に影響を受けることとなった³⁰⁾。そして、西洋医学的疾患観の浸透により、疳の虫や胎毒といった東洋医学的疾患観に基づく病の認識は庶民の中から薄れていくこととなる。

また、学校教育においても五蔵思想に基づく身体観ではなく、自然科学に基づく身体観が教えられるようになった³²⁾。その結果、疳の虫は、我儘や悪事を引き起こす現象と神経過敏やヒステリーといった病気に切り離されて理解されることとなった³³⁾。

西洋医学の導入や学校教育における身体観・疾病観の変化が、我儘や悪事を引き起こす現象と病気を切り離した結果、疳の虫などの癩癩を引き起こす病に対して行われていた灸の治療的意味を希薄化させ、相対的に懲罰的意味を強めたものと考えられた。

一方、大正4年に著された「児童に対する罰の反響」のなかで早崎は、庶民の罰としての灸を悪習として捉えている。これは、早崎が教育的立場にあったことから、明治維新以後の教育の変化の影響を強く受けていたことによるものと考えられた。

明治中期や大正期にかけて、小児に対する灸治療は、症状を悪化させる可能性があるとの指摘³⁴⁻³⁵⁾が出てきていることから、明治維新による教育の変化は、家庭における罰としての灸が「悪習」であるという認識への転換に多大な影響を及ぼしたと考えられた。

2. 教育施設における罰としての灸の認識

伊勢崎藩校の規則に認められた「灸罰」について、ドーアは体罰として認識している。一方で、江森は体罰と大げさに捉えないほうがよいと見解が分かれていた。

体罰規定が認められていた福江藩校の罰則は「所犯ノ輕重ニヨリ輕キハ訓誡或ハ罰禮或ハ清掃番ニ止メ重キハ體罰ヲ加ヘ或ハ退學セシム」³⁶⁾、弘前藩校の罰則は「謹慎榎楚昇堂差留退學等アリ」³⁷⁾と、罰則が軽重の順で記載されていた。従って伊勢崎藩校の罰則の最後に灸罰が記載されたことは、灸罰が厳罰に位置付けられていたものと考えられた。

そのため、ドーアが指摘した様に体罰として捉えるべきであると考えられた。

寺小屋において行われた「点灸」の施灸部位は、秋田県の事例が「母指と食指との間」、長野県の事例が「足」と、記録されていた。栃木県の疳の虫の治療に「手の食指第一関節のあたり」³⁸⁾へ灸を据えることとあることから、秋田県の事例については、疳の虫の治療として行われた可能性が考えられた。一方、「足」に据えられた長野県の事例については、正座が出来ないことに対して灸が行われたことから体罰としての灸の使用であると考えられた。

また、岩手県の寺小屋では、重罪の者に対して「点灸」が行われていた。広田星橘が寺小屋における雷師匠の話のなかで「余りの悪太郎に対してのみ厳罰として灸火をすえる師匠があったといふ」³⁹⁾とも述べていることから、寺小屋における「点灸」も伊勢崎藩校の「灸罰」と同様に厳罰であったと考えられた。

一方、明治維新以降、わが国の学校教育制度が整備されることとなった。明治5年に学制が敷かれると藩校や寺小屋を母体にしたに小学校が設立された。

そして、学校教育における体罰は、徐々に問題視されることとなり明治12年に公布された「教育令」第46条によって禁止された(注3)。以後、現在まで体罰は禁止されている。学校教育における体罰は「懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する」と定義され、そして、なぐる・けるなどの「身体に対する侵害を内容とする懲戒」だけでなく、「被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒」もこれに当たるとし、体罰概念が広くと

らえられた(注4)。

このような教育現場における体罰の認識の変化のなかで、藩校や寺小屋で厳罰に位置づけられていた「灸罰」や「点灸」は不適切な指導法として認識されるようになったと考えられた。

V. 結語

「灸を据える」が有する懲罰的意味の形成過程については、これまで言及されてこなかった。そこで本研究では、家庭と学校教育における罰としての灸について分析を行った。その結果、家庭における罰としての灸は、癩癩が疳の虫による病であるという認識に基づいた治療や治療のための灸を嫌う子供に対する口実として利用されていた。そのため、罰としての灸は懲罰的意味と治療的意味が不可分な存在であった。しかし、明治維新以降の西洋医学の正統医療化や自然科学的身体観・疾病観教育の導入の影響により、我儘や悪事を引き起こす現象と病気を切り離された結果、疳の虫などの癩癩を引き起こす病に対して行われていた灸の治療的意味を希薄化させ、相対的に懲罰的意味の認識がつかまることとなった。

一方、藩校や寺小屋には「灸罰」や「点灸」といった灸による体罰が行われていた。明治維新以降の教育制度や体罰防止の法制度が整えられるなかで、体罰的灸の利用は不適切な指導へと変化した。

VI. 注

(注1) 出石藩校のものについては、寄宿舎の幽蘭舎の規則における罰則であり、藩校の罰則として体罰が規定されたものではない。

(注2) 江森は伊勢崎藩校の灸罰を体罰と捉えなかったため、体罰規定が認められたのは弘前藩校、出石藩校、三日月藩校、真島藩校、福江藩校の5校のみであった。これは明治維新时期に存在した270の藩校の2.2%でしかなく、多くの藩校には罰則規定そのものが設置されておらず、藩校における体罰規定は非常に稀なものであった。生徒への罰には、ドーアが指摘しているように放課後の居残りや掃除が用いられることが多く、米沢藩校や宮津藩校、小城藩校、島原藩校などでは絶食や減食、減塩といった罰が規定されている藩校もあった。(江森一郎.体罰の社会史.新装版.東京.

新曜社.2003:116-123)

(注3) 福江藩校では、学制が敷かれる以前の明治3年に敷かれた学則には体罰の規定が消えている。江森は、この時に薩摩や東京の学者の影響があった可能性を指摘している(江森一郎.体罰の社会史.新装版.東京.新曜社.2003:130)。

(注4) 昭和22年に高知県警察体調の照会に対し、回答したものである。照会の第一問は、「学校教育法第一条にいう「体罰」の意義如何。たとえば放課後学童を教室内に残留させることは「体罰」に該当するか。また、それは刑法の監禁罪を構成するか。」というものであり、回答として「学校教育法第一条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち(1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒一なぐる・けるの類一がこれに該当することはいうまでもないが、さらに(2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。」とある。一方、教室に残留させる行為は、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使にあるとされた。(法務庁法務調査意見長官回答.児童懲戒権の限界の解釈について.昭23.12.22.調査2発18)

VII. 文献

- 1) 日本国語大辞典第二版編集委員会, 小学館国語辞典編集部編.日本国語大辞典 第2巻.第2版.東京.小学館.2001:1055.
- 2) 日本国語大辞典第二版編集委員会, 小学館国語辞典編集部編.日本国語大辞典 第4巻.第2版.東京.小学館.2001:315.
- 3) お灸すえる「本来の意味で使用を」 東京の業界団体が声明文.読売新聞.2000年12月19日.朝刊.34.
- 4) 長野仁.もっと知りたい鍼灸治療:日本鍼灸の段階論 後編. LiSA : life support and anesthesia.26(11),2019:1068.
- 5) 重松一義.日本少年懲戒史.初版.東京.第一法規.1976:63.

- 6) P.R. ドーア著,松井弘道訳.江戸時代の教育.初版.東京.岩波書店.1970:92.
- 7) 江森一郎.体罰の社会史.新装版.東京.新曜社.2003:54.
- 8) 前掲 7):130.
- 9) 前掲 7):54.
- 10) 山住正巳、中江和恵編注.子育ての書 1.初版.東京.平凡社.1976:69-79.
- 11) 松浦由起.名古屋市蓬左文庫蔵『神君御文』について 徳川家康の幼児教育論.豊田工業甲東園門学校研究紀要.2012;45:165-182.
- 12) 柴田実.日本思想大系 42 石門心学.初版.東京.岩波書店.1971:10-32.
- 13) 一勇斎国芳(歌川国芳). 蒼花江戸子数語録. 国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1310676>)
- 14) 巖谷小波.小波身上晰.初版.東京.芙蓉閣.1913. 1-3.
- 15) 大野勇.還暦に誌す.初版.京都.大野勇.1941:1-7.
- 16) 早崎春香.児童に対する罰の反響.救済研究.1914;2(12):88-91.
- 17) 文部省.日本教育史資料集(壹).再版.東京.富山房.1903:626
- 18) 乙竹岩造.日本庶民教育史 上巻.初版.東京.目黒書店.1929
- 19) 乙竹岩造.日本庶民教育史 下巻.初版.東京.目黒書店.1929
- 20) 乙竹岩造.日本庶民教育史 下巻.初版.京都.臨川書店.1970
- 21) 前掲 10):74-75.
- 22) 前掲 12): 473.
- 23) オリエント臨床文献研究所.臨床実践 家伝・秘伝・灸書集成2.初版.大阪.オリエント出版社.1996:338
- 24) 前掲 7):123-130.
- 25) 乙竹岩造.日本庶民教育史 下巻.初版.京都.臨川書店.1970:1073-1074
- 26) 乙竹岩造.日本庶民教育史 上巻.初版.東京.目黒書店.1929:1054
- 27) 乙竹岩造.日本庶民教育史 下巻.初版.東京.目黒書店.1929:133
- 28) 前掲 26):987
- 29) 長谷川雅雄,辻本裕成,ペトロ・クネヒト,美濃部重克.「腹の虫」の研究：日本の心身観をさぐる.初版.名古屋.名古屋大学出版.2012:195-196
- 30) 前掲 10) : 340-341
- 31) 前掲 29):395
- 32) 前掲 29):411-424
- 33) 前掲 29):393-409
- 34) 珠城静逸編.玉石雑話(下).初版.京都.文華堂,1880:18-19
- 35) 河合三郎.不用意が招く愛児の死.初版.東京.洛陽堂.1916:270-271
- 36) 文部省.日本教育史資料集(参).再版.東京.富山房.1904:191
- 37) 前掲 17):716
- 38) 恩賜財団母子愛育会編.日本産育習俗資料集成.初版.東京.第一法規.1975:541
- 39) 広田星橋.手習師匠「追記」.江戸時代文化.1927;1(4):34-35.

表1 寺小屋における罰

番号	罰の種類	律	字の用次第	律の用次第	律の用次第
I	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
II	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
III	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
IV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
V	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
VI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
VII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
VIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
IX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
X	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XIV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XVI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XVII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XVIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XIX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXIV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXVI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXVII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXVIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXIX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXIV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXV	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXVI	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXVII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXVIII	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXIX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六
XXXX	罰金	一一〇	一・六	一・六	一・六

乙竹岩造(1970)²⁵⁾より引用(引用にあたって旧字を新字に改めた)